

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 11 月 9 日（火）第 259 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定外来動植物の指定案（自然保護課取扱い） 1
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）（障害福祉課取扱い） 2
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 3
 - 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 3
 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（南薩地域振興局取扱い） 3
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（南薩地域振興局取扱い） 3
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（北薩地域振興局取扱い） 4
 - 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 4
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 4
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 5
- 公 安 委 員 会 告 示**
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

告 示

鹿児島県告示第1053号

指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例（平成31年鹿児島県条例第24号）第7条第1項の規定による指定外来動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和 3 年 11 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する外来動植物

外来動植物の種類	取扱いを規制する地域	適切な飼養等の方法	適合飼養等施設
ツヤオオズアリ	県内の区域のうち、奄美市及び大島郡を除く区域	(1) 自己の占有地又は管理地内であつて、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 窓、扉等が閉められた閉鎖的な場	指定外来動植物に係る適合飼養等施設の基準（令和元年10月29日鹿児島県告示第461号。以下「適合飼養等施設の基準」という。）に定める移

		所又はこれに類する場所で飼養等を行うこと。 (4) 卵、幼虫等の混入のおそれのある飼養土等を野外に捨てないこと。 (5) 終生飼養に努めること。	動用施設又は水槽型施設等のいずれかの施設
オオカナダモ	県内全域	(1) 自己の占有地又は管理地内であって、日常的な管理及び適切な取扱いが可能な場所で飼養等を行うこと。 (2) 飼養等をする指定外来動植物の状況の確認及び適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。 (3) 周辺に自然分布する植物群落との連続性を持たない又は持つおそれがない場所で飼養等を行うこと。 (4) 地下茎の断片、根茎部、種子等の混入のおそれのある栽培土等を野外に捨てないこと。	適合飼養等施設の基準に定める移動用施設、水槽型施設等、人工池沼型施設等又は網いけす型施設のいずれかの施設

2 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、この告示の日から起算して14日を経過する日までの間に、知事の指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県告示第1054号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和3年11月9日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		辞退年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
うるた内科	鹿児島市下荒田二丁目10番10号	令和3年11月30日	精神通院医療

鹿児島県告示第1055号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年11月9日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
シルキー薬局	鹿児島市荒田二丁目43番8号 MCDESIGNBLDG. 100号室	令和3年11月1日	精神通院医療
ゆうゆう薬局南郡元店	鹿児島市南郡元町10番12号か まつきビル1F	令和3年11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1056号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年11月9日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
オフィス藤田 有限会社	薩摩川内市永利町1036番地1	訪問看護ステーションあすなる	薩摩川内市永利町1036番地1	令和3年11月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1057号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により，指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和3年11月9日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
		変更前	変更後	
風林堂薬局 熊本郡屋久島町栗生1751番地5	名称	調剤薬局風林堂	風林堂薬局	精神通院医療

鹿児島県告示第1058号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，笠沙加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和3年11月9日

鹿児島県知事 塩田康一

南薩地域振興局告示第9号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により，指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和3年11月9日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
まくらぎ子ども発達支援センターすまいる	枕崎市板敷西町106番地1	社会福祉法人富士福祉会	枕崎市板敷西町321番地	岩下 修一	令和3年3月31日	保育所等訪問支援

南薩地域振興局告示第10号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年11月9日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
まくらぎ子ども発達支援センターすまいる	枕崎市板敷西町106番地1	社会福祉法人富士福祉会	枕崎市板敷西町321番地	岩下 修一	令和3年4月1日	放課後等デイサー

ターすまいる						ビス
放課後デイサービス「カスミンウ」	南九州市知覧町郡16740番地	特定非営利活動法人虹花	南九州市知覧町郡2626番地	馬場 里美	令和3年4月1日	放課後等デイサービス
放課後等デイサービス事業所はやま	南九州市穎娃町別府字牟田元8644番地	社会福祉法人更生会	南九州市穎娃町別府4710番地6	中村 邦彦	令和3年4月1日	放課後等デイサービス
ふるめりあ	指宿市開闢十町1305番地	社会福祉法人ハイビスカス福祉会	指宿市新西方2860番地3	徳永 勝憲	令和3年7月1日	放課後等デイサービス

北薩地域振興局告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年11月9日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター阿久根	阿久根市鶴見町201林ビル1F2号室	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信介	令和3年12月1日	重度訪問介護・同行援護

大隅地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和3年11月9日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
垂水レインボー	垂水市市木字沖田441番地1	kanon株式会社	鹿児島市下伊敷一丁目7番5号	鮫島美和子	令和3年7月31日	児童発達支援・放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第18号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年11月9日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
放課後等デイサービスいぶき	志布志市志布志町志布志三丁目16番8号プライムワークス1F	一般社団法人一颯	志布志市志布志町志布志二丁目17番21号	山内 伸浩	令和3年7月20日	放課後等デイサービス

大隅地域振興局告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年11月9日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
垂水レインボー	垂水市市木字沖田441番地1	kanon株式会社	鹿児島市下伊敷一丁目7番5号	鮫島美和子	令和3年7月31日	生活介護
ぼかぼか食堂	鹿屋市星塚町4204番地星塚敬愛園内	一般社団法人未来	鹿屋市吾平町下名998番地1	峯 正光	令和3年7月31日	就労継続支援A型
自立支援センター太陽の丘	鹿屋市今坂町12560-1	社会福祉法人敬心会	鹿屋市今坂町12405番地47	郷原 建樹	令和3年8月31日	就労移行支援

大隅地域振興局告示第20号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年11月9日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉サポートセンターきらら	垂水市市木441番地1	合同会社いぶき	垂水市市木441番地1	畦浦 伸一	令和3年8月1日	生活介護
ぼかぼか食堂	鹿屋市星塚町4204番地星塚敬愛園内	一般社団法人リトル太陽	鹿屋市札元一丁目18番24号	向井 和郎	令和3年8月1日	就労継続支援A型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第122号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年11月9日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P真・花の慶次3L12-K	株式会社ニューギン	1P1126
ぱちんこ遊技機	P Re:ゼロから始める異世界生活 鬼がかりver. M08	株式会社大都技研	1P0774
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこキン肉マン3M21	株式会社オッキー.	1P1136
回胴式遊技機	S春一番DE	DAXEL株式会社	1S1181
回胴式遊技機	S/沖ドキ!DUO/DK-30	株式会社アクロス	1S1223
回胴式遊技機	S/沖ドキ!DUO/DH	株式会社アクロス	1S1406
回胴式遊技機	Sパチスロドリフターズ ZS	サミー株式会社	1S1187
回胴式遊技機	S秘宝伝 解き放たれた女神SA	株式会社サボハニ	0S0183

	1		
回胴式遊技機	S パチスロウルトラマンタロウM G	株式会社オッキー.	1S1213